

# 横浜市商店街空き店舗開業助成事業補助金 事前チェックシート

[チェックシート記入日： 年 月 日]

団体名・会社名：

申請予定者： (連絡先： )

申請できる方：個人、法人（中小企業）、商店会、各種団体で、以下の要件をすべて満たす方。  
ただし、中小企業のうち、みなし大企業は対象外です。

## 〔申請者の条件について〕 次のいずれかに該当していること

- 本市ホームページに掲載されている登録店舗で開業すること  
(登録No. )
- 本市が実施する「横浜市特定創業支援等事業」により支援を受けたことを証する者
- (公財)横浜企業経営支援財団が実施する「横浜ビジネスグランプリ」において、ファイナルに選出されたプランで、選出年度を含む3か年度内に開業すること
- 横浜市都市整備局「ヨコハマ市民まち普請事業」の2次コンテストで選考された整備助成対象提案で開業すること
- 横浜市健康福祉局「横浜市介護予防交流拠点整備事業」で交付決定された事業で開業すること

## 〔空き店舗について〕

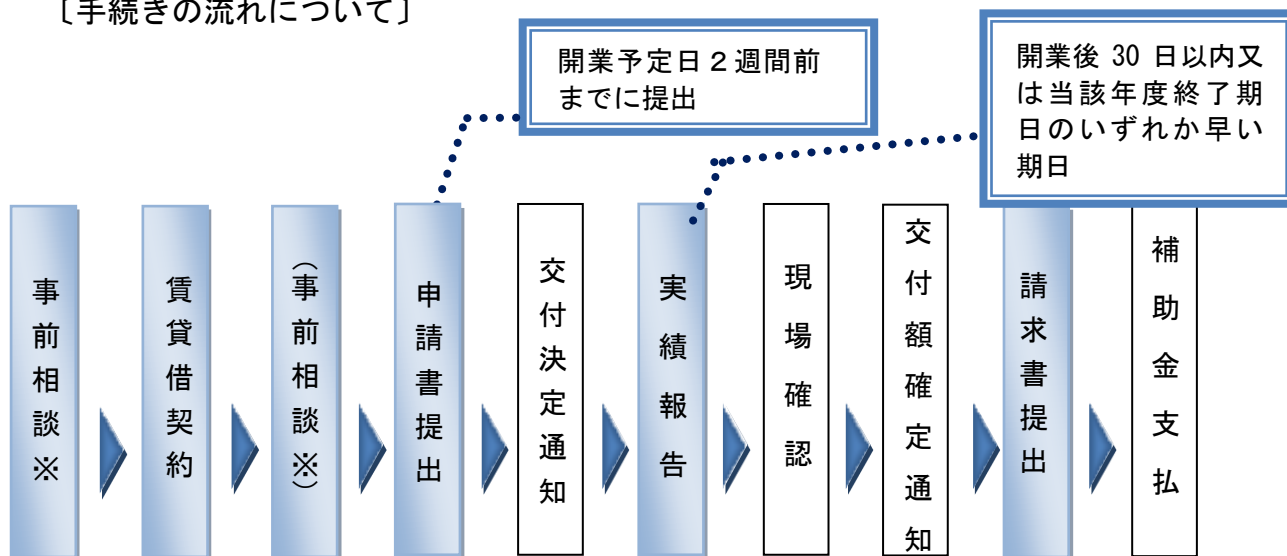
- 市内商店街の区域内に所在する店舗であること
- 商店街の主要な道路又は通路に直接面している建物の空き店舗であること
- 百貨店、駅ビル等大型商業施設のテナント型店舗でないこと
- 賃貸借契約日から遡って、閉店後3ヶ月以上経過している店舗であること

## 〔申請条件について〕

- 申請する年度内に開業する見込みがあること
- 1年以上継続して事業を行う見込みがあること
- 週4日以上開設し、継続的に運営する事業であること
- 開業等に必要な資格や許認可を有していること  
(申請時点で有していない場合は、開業までに有する見込みがあること)
- 開業するエリアの商店会に1年間以上加入し、商店街の活性化に向け協力すること
- 市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納していないこと
- 暴力団及び暴力団員でないこと
- 法人の代表者または役員（法人格を持たない団体の場合は代表者）が暴力団員でないこと
- 過去3年間に当該補助金を受けていないこと
- 市内からの移転による開業ではないこと
- 事務所等（来街者向けではない店舗）でないこと
- 社会通念上公序良俗に反する事業でないこと
- 風俗営業、宗教活動や政治活動を主とする事業でないこと

(裏面あり)

〔手続きの流れについて〕



申請期限：年度ごとに異なります。市 HP にてご確認ください。

- ※ 応募の要件を満たすもので、賃貸借契約等の関係で申請期限までの応募が難しい場合はご相談ください。
- ※ 原則、【事前相談】が必要になります。  
ご記入いただいた事前チェックシート（本用紙）を直接ご持参ください。  
（賃貸借契約後でも構いません。ただし、事前相談の結果、交付申請できないとなる可能性がございますので、ご注意ください。）

お問合せ先／事前相談先（予めお電話のうえ、事前チェックシートをご持参ください。）

横浜市経済局商業振興課 電話：671-3488 FAX：664-9533

メールアドレス：ke-syogyo@city.yokohama.jp

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 31階

【横浜市記入欄】

- 事業内容〔業種： \_\_\_\_\_ / 概要： \_\_\_\_\_ 〕
- 開業にあたり、必要な許認可等  
〔許認可名称等： \_\_\_\_\_ / 取得見込： \_\_\_\_\_ 〕
- その他〔 \_\_\_\_\_ 〕

参考：事前相談後の申請時提出書類について

- (1) 商店街空き店舗開業助成事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 代表者・役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (3) 事業概要書（第3号様式）
- (4) 個人にあつては住民票の写し、法人にあつては法人登記簿謄本又は登記事項証明書、商店会及び各種団体にあつては定款又は規約等（写）
- (5) 個人にあつては市町村民税の課税証明書及び納税証明書、法人にあつては市町村民税納税証明書（※1）
- (6) 賃貸借契約書（写）
- (7) 店舗賃貸契約に係る初期費用等の支払領収書（写）。ただし、支払領収書の徴収が困難なものについては、振込金受取書の写しなど支払いを証明できる証書（写）
- (8) 商店会との覚書（第4号様式）（写）
- (9) 開業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を証する書類（写）（※2）
- (10) 別表1の補助対象者2又は3に当てはまることを証する書類（写）
- (11) 別表1の補助対象者2又は3が行う申請の場合、空き店舗の条件を満たすことの証明書（第5号様式）
- (12) 商店会が行う申請の場合、事業の実施、出店者等を決定した総会等の議事録（写）
- (13) その他、市長が必要と認める書類

※1 (5)の書類については、最新年度及び発行3か月以内であり、未納がないことが分かるもの。なお、申請時点で法人設立1年未満等の理由により、やむをえず発行できない場合は、法人の代表者の市町村民税の課税証明書及び納税証明書の提出のみで可。

※2 (9)の書類については、申請時点で未取得の場合は省略可